

産業構造審議会 活動報告書

平成27年4月27日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

産業技術環境科会	9
製造産業分科会	10
商務流通情報分科会	11
知的財産分科会	12

II 答申・報告書等

通商・貿易分科会	16
産業技術環境分科会	17
製造産業分科会	20
商務流通情報分科会	22
保安分科会	24
知的財産分科会	29

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、平成27年3月末日現在、7の分科会、33の小委員会、29のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

平成26年度には、2つの小委員会と3のWGを新設した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介するが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

平成26年度には、総会2回、分科会6回、小委員会72回、WG93回、総計173回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

答申・報告書等

平成26年度には、総計16件の答申・報告書等の取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものである。

※本活動報告書は、平成26年度の産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

産業構造審議会 組織図



I 組織の変更

産業技術環境分科会

「約束草案検討WG」（平成26年10月設立）

座長：山地 憲治（地球環境産業技術研究機構理事・研究所長）

設立趣旨

今年12月のCOP21では、2020年以降の国際枠組みが合意されることとなっており、COP19の決定に基づき、全ての国はCOP21に十分に先立って自主的に決定する約束草案を提出することが招請されている。

我が国の約束草案については、提出時期も含め、COP19での決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討していくこととされている。昨年9月の国連気候サミットにおいては、安倍総理からCOP19の決定も踏まえ、出来るだけ早期に約束草案を提出することを目指す旨、表明したところ。

以上を踏まえ、約束草案提出に向けた検討作業を加速化すべく、産構審地球環境小委員会の下に「約束草案検討ワーキンググループ」を設置し、新たに中環審に設置された小委員会と合同で専門的審議を行い、必要に応じ、その審議状況を産業構造審議会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会の合同会合に報告することとした。

検討事項

我が国の約束草案提出に向けた対策・施策等

審議スケジュール

第1回 平成26年10月24日

第2回 平成26年11月12日

第3回 平成26年12月5日

第4回 平成27年1月23日

第5回 平成27年3月5日

第6回 平成27年3月30日

以後順次開催。

製造産業分科会

「化学物質政策小委員会 制度構築WG」（平成26年5月設立）

座長：東海 明宏（大阪大学大学院工学研究科教授）

設立趣旨

平成25年10月に熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」（水銀水俣条約）が採択・署名（我が国を含む92か国（含むEU））された。国連環境計画（UNEP）は、条約の発効（50番目の国が批准してから90日後）について平成28年を目指すとしており、日本が原加盟国となるためには、それに十分先立って国内担保措置を検討する必要がある。

また、前回改正時（平成21年改正・22年施行）から5年後見直しの時期を迎える「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）の改正の要否等も含めた検討を近々開始する必要がある。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会の下に制度構築WGを設置し、化学物質管理政策に係る検討を行う。

検討事項

- （1）水銀水俣条約の国内担保措置について（「中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」との合同開催）
- （2）化審法の見直し等について

審議スケジュール

- 第1回 平成26年5月30日 水銀水俣条約の概要及び国内外の状況等について
 - 第2回 平成26年9月12日 事業者ヒアリング、水銀添加製品の製造輸出入、
保管の状況等について
 - 第3回 平成26年10月10日 水銀水俣条約を踏まえた今後の対策に関する論
点等について
 - 第4回 平成26年11月14日 報告書案等について①
 - 第5回 平成26年12月19日 報告書案等について②
- 以後検討事項（1）（2）について順次開催予定。

商務流通情報分科会

「IT人材WG」（平成27年1月設立）

座長：有賀 貞一（AITコンサルティング株式会社 代表取締役）

設立趣旨

2000年以降のインターネットの広範な普及、2010年頃以降のスマートフォン等の普及の後、2020年頃には、モノとモノ（Machine to Machine）がつながり、新たなビジネスが創出されるIoT時代となることが予想されている。

このような状況を踏まえ、産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会においては、IoT時代に向けた新たな情報政策の在り方について検討を行っているところであるが、「経営革新や新しいビジネスモデル創出に必要なIT人材をどのように育成し、また外部から受け入れていくべきか。」が今後検討すべき事項の一つとして取り上げられている。

そこで、情報経済小委員会の下にIT人材ワーキンググループを設置し、IT人材確保・育成の方向性について検討を行う。

検討事項

- (1) 2020年時点で不足すると見込まれるIT人材
- (2) 2020年時点におけるIT人材の確保のための方策
- (3) 今後のIoT時代に必要とされるIT人材の確保・育成の方向性

審議スケジュール

第1回 平成27年1月22日 IT人材を巡る現状について

第2回 平成27年3月25日 IT人材の在り方に関する論点整理①

第3回 平成27年4月6日 IT人材の在り方に関する論点整理②

※ 平成27年4月15日の第4回情報経済小委員会において、本ワーキンググループの審議内容について中間報告

知的財産分科会

「審査品質管理小委員会」(平成26年8月設立)

小委員長：相澤 英孝 (一橋大学国際企業戦略研究科教授)

設立趣旨

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化や、知的財産権制度の国際化・国際調和が進む中、日本で審査が行われたものについて、その審査結果が海外でも通用し、迅速に権利化が図れるよう、特許庁における品質管理の実施状況及び実施体制を外部有識者により客観的に評価し、国際的に信頼される質の高い審査を実現していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置し、特許庁における品質管理の実施状況及び実施体制について、評価項目・評価基準を策定し、評価を行うとともに、その改善点について検討する。

検討事項

- (1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準の策定について
- (2) 品質管理の実施体制、実施状況に関する評価及び改善提案について

審議スケジュール

第1回	平成26年9月10日	評価項目及び評価基準(案)について
第2回	平成26年12月18日	評価項目に関する実績、現況等について
第3回	平成27年2月25日	評価項目及び評価基準について
第4回	平成27年3月27日	品質管理の実施体制、実施状況に関する評価及び改善提案について

知的財産分科会

「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」(平成26年9月設立)

小委員長：後藤 晃 (政策研究大学院大学教授)

設立趣旨

近年、「オープン・クローズ戦略」の広がり等により、我が国産業界にとって、「技術の秘匿化」の重要性が増大。同時に、共同研究開発や内外企業への業務委託の増を背景として、秘匿化技術をはじめとする営業秘密を社内外で共有し、効率的に活用する必要も増大しており、「秘匿化」と秘匿化した営業秘密の「共有」を両立させることが求められている。

一方では、新興国企業の技術開発力の上昇、さらなる先端技術の導入意欲の増大等も背景として、我が国内外において先端技術、基幹技術の流出に対する懸念が高まりつつある。このような中、我が国企業実務における営業秘密の具体的な管理状況(人事面、技術面その他)は、相当の濃淡があるのが現状であり、不正競争防止法の解釈など制度面の課題を指摘する声もある。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の下に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」を設置し、我が国において、「技術の秘匿化」と「権利化」を車の両輪とする強靱なイノベーションサイクルを構築する観点から、営業秘密の組織内外での共有の必要性にも配慮しつつ、その保護を徹底するための制度面及び実務面での環境整備について、審議を行う。

検討事項

- (1) 我が国企業の実態を踏まえた、秘匿化技術をはじめとする営業秘密の保護徹底に向けた方策の検討
- (2) 中小企業等に対する営業秘密管理の支援のあり方
- (3) 技術流出、営業秘密の漏えいに対する制度的な対応、抑止力の向上

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|----------------------|
| 第1回 | 平成26年9月30日 | 営業秘密管理指針① |
| 第2回 | 平成26年10月31日 | 営業秘密管理指針②、ワンストップ支援体制 |
| 第3回 | 平成26年11月27日 | 営業秘密保護法制 |
| 第4回 | 平成27年1月15日 | 中間とりまとめ(案) |

Ⅱ 答申・報告書等

通商・貿易分科会

「2014年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会(平成26年5月)

報告書の概要

世界貿易機関(WTO)協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ(DDA)の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

(1) 第一部

第一部においては、16ヶ国・地域の計123件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。本年は、新規案件として8件の政策・措置を掲載している。

2014年版の新規掲載案件は以下のとおり。

- ① 中国：写真ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反
- ② インドネシア：小売業に関するローカルコンテンツ要求
- ③ インドネシア：日インドネシアEPAの履行問題(知的財産)
- ④ EU：殺生物性製品規則
- ⑤ 韓国：化学物質の登録及び評価等に関する法律
- ⑥ ロシア：冷蔵庫に対する関税の譲許率違反
- ⑦ インド：食料安全保障法
- ⑧ ウクライナ：廃車税制度の導入

(2) 第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。本年度は、第二部第4章「正当化事由」(環境例外や資源保護例外等について)及び18章「貿易政策・措置の監視」(WTOの紛争解決機能の前段階ともなるWTOの監視機能について)を新設し、詳細な解説を行っている。

(3) 第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、今後紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

産業技術環境分科会

「研究開発・評価小委員会中間とりまとめ（中間とりまとめ）」

研究開発・評価小委員会（平成26年6月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会では、革新的な技術を核とするイノベーション創出の重要性と研究開発リスクが拡大する中で国の役割を踏まえつつ、我が国の今後のイノベーションシステムのあり方について5回の小委員会を開催し、「橋渡し」システムの全体設計と産官学による対応の方向性を中心に、下記を内容とする中間とりまとめを行った。

（1）基本的考え方

我が国の産業技術の研究開発をめぐる諸課題に対応するため、我が国に相応しい「橋渡し」システムの構築により、革新的な技術シーズを生み出し、それを迅速に事業化に結び付けるイノベーションシステムを構築する必要がある。

（2）革新的技術シーズを事業化へ「橋渡し」するシステムの構築

産業技術総合研究所の「橋渡し」機能強化、NEDOの研究開発マネジメント等の強化、技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援強化に加え、企業におけるオープンイノベーションや大学改革の推進等による産学官連携活動をより一層推進する。

（3）優れた技術シーズを創出する仕組みの構築

多様かつ独創的な技術シーズの創出を図るため、基礎研究に係る研究資金配分の仕組みの見直しや、一層の異分野融合を推進する。また、公的研究機関を核とした最先端の技術シーズ創出とともに、産業界の積極的取組との連携により産業基盤技術の維持・発展を図る。

（4）イノベーションを担う人材の育成・流動化

NEDO等において、「橋渡し」機能を担う研究開発マネジメント人材を育成するとともに、そのキャリアパスを確立する。また、高い専門性とともに俯瞰的視野を持つ研究人材の育成・活用や理工系人材の裾野拡大、人材の流動化に向けた取組を推進する。

なお、本年3月に第6回小委員会を開催し、中間とりまとめを踏まえた政策の実施状況についてフォローアップを行った。

「研究開発事業に関する評価報告書（報告書）」

評価WG（平成26年4月～平成27年3月（全9回））

報告書の概要

経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業の評価を行い、評価結果を評価報告書として取りまとめている。

平成26年度（第11回～第19回評価WG）においては、事前評価10件、中間評価4件、事後評価15件、累計29件の評価を実施し、評価報告書を取りまとめた。

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（報告書）」

電気・電子機器リサイクルWG（平成26年10月）

報告書の概要

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）の施行後13年が経過し、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による家電リサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し着実に成果を上げてきたところ。

今後、更なる改善等を通じてよりよい制度を構築していくための課題と具体的な施策の方向性について、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会との合同会合において検討し、以下の通りとりまとめた。

- (1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策
 - ①社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定
 - ②消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - ③リサイクル料金の透明化及び低減化
 - ④小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - ⑤適正なリユースの促進
- (2) 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策
 - ①不適正処理に対する取締りの徹底
 - ②不法投棄対策及び離島対策の実施
 - ③小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - ④廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上
 - ⑤海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底
- (3) 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策
 - ①再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - ②有害物質対策
- (4) 対象品目について
家電リサイクル法の対象品目の追加は、現時点では見送ることとなった。
- (5) リサイクル費用の回収方式について
購入時負担方式への移行について結論が出ず、国において引き続き論点・課題等を検討することとなった。

今後、関係者が連携・協働しながら施策の具体化に取り組むこととし、少なくとも毎年1回、制度の施行状況や各種施策の進捗状況等をフォローアップし、今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当とされた。

製造産業分科会

「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について（中間とりまとめ）」

化学物質政策小委員会フロン類等対策WG（平成26年6月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会製造産業分科会化学物質小委員会フロン類等対策WGでは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、フロン排出抑制法という。）の施行に向けた制度のあり方を中心に6回の会合を開催し、特にフロン類使用製品の製造段階における対策について検討を行い、中間とりまとめとして下記の報告をとりまとめた。

（1）指定製品製造業者等の判断の基準策定に係る基本的考え方について

フロン排出抑制法に基づく指定製品製造業者等の判断の基準策定に係る基本的な考え方として、対象となる製品の出荷量等の要件、安全性、経済性等の代替技術を有すること、温室効果の高いフロン類からの転換目標及び目標期間の設定の考慮要件を示した。また、技術開発の進展や国内外の規制動向その他判断基準に影響を与えるような事情の変更があった場合は、審議会において見直しを検討することとした。

（2）指定製品の対象について

審議会での議論を踏まえ、フロン類使用製品について、最終的には対象となる製品の要件を満たす製品区分の全てに判断基準を定める方針としつつ、判断の基準策定に係る基本的な考え方を踏まえ、今回、家庭用等のエアコンディショナー、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット、断熱材及び噴霧器の7区分を指定製品として定めることとした。その他、指定製品の対象から除外する製品を示した。

（3）判断の基準となるべき事項等

指定製品の目標値及び目標年度、環境影響度の評価方法、勧告及び命令の対象となる事業者の範囲、フロン類製造業者及びフロン類使用製品のユーザー等と連携した製品開発・商品化に努めること等の取り組むべき事項、及び指定製品に係る表示事項を示した。

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（報告書）」

化学物質政策小委員会制度構築WG（平成26年12月）

※中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会との合同会合

報告書の概要

平成25年10月に熊本市及び水俣市において開催された外交会議において採択された「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、条約の早期締結及びグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境を構築することを目指し、今後の水銀対策のあり方について検討を行い、構築すべき包括的な水銀対策制度の枠組みについて、下記の報告をとりまとめた。

（1）今後の水銀対策のあり方

条約の規定事項は水銀及び水銀化合物（以下「水銀等」という。）の採掘から廃棄までライフサイクル全般にわたる広範な内容であることを踏まえ、以下の措置を検討すべきである。

- ①水銀の採掘禁止
- ②特定の水銀等の輸出の原則禁止、除外用途の厳格な事前審査・事後報告
- ③特定の水銀添加製品の製造の原則禁止、水銀添加製品に関する情報提供・分別・回収のための取組み
- ④特定の製造工程における水銀等の使用禁止
- ⑤零細及び小規模金採掘（ASGM）における水銀等の使用禁止
- ⑥水銀等の環境上適正な暫定的保管のための指針策定、定期報告
- ⑦廃棄物処理法の廃棄物に該当しない水銀廃棄物（資源回収が前提となった非鉄製錬スラッジ等）の環境上適正な管理のための指針策定、定期報告
- ⑧実施計画等

（2）今後の課題

以下の事項については、引き続き検討が行われることが必要である。

- ①水銀添加製品の製造等禁止の基準値・実施時期、情報提供や数量把握の具体的手法、組込み製品の取扱い、分別・回収の徹底・拡大等
- ②水銀等の環境上適正な暫定的保管に際しての管理指針等
- ③廃棄物処理法の廃棄物に該当しない水銀廃棄物に関する管理指針等

商務流通情報分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (平成26年11月7日)

答申の概要

「江戸硝子」に係る伝統的工芸品の指定について了承した。

※「江戸硝子」の概要

江戸硝子は、明治初めに東京・品川の官営工場(品川硝子製造所)において導入された西洋式硝子製造技術により、東京を中心に産業として発展した工芸品。

主な製法は、次のとおり。

- ①「宙吹き」：吹き竿で自由に成形
- ②「型吹き」：金型に吹き込んで成形
- ③「押し型」：型で挟みプレス成形



「中間的な論点整理」

割賦販売小委員会（平成26年12月）

論点整理の概要

割賦販売小委員会では、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）による割賦販売法の一部改正以後の施行の状況等を踏まえ、平成26年9月から、クレジットカード取引に係る近時の取引環境の変化、消費者相談及び不正使用の動向等の実態や今後の取組の方向性について検討を進めてきた。

この検討状況を踏まえ、平成26年12月に以下の項目からなる「中間的な論点整理」をとりまとめた。

（1）クレジットカード取引を巡る概況

- ①平成20年改正において措置された事項に係る近時の動向
- ②クレジットカード取引の利用環境の変化等
 - ・クレジットカード取引に関わる主体の多様化
 - ・近時の消費者相談の動向
- ③番号漏洩、不正使用対策の状況

（2）課題及び今後の検討に向けた論点整理

- ①クレジットカード取引の利用環境の変化等
 - ・加盟店の調査について
 - ・マンスリークリア取引について
 - ・イシューアによる相談苦情対応等について
- ②セキュリティ対策の方向性
 - ・クレジットカード番号情報等の保護について
 - ・クレジットカード利用時の不正使用対策について
 - ・セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について

（3）今後の検討について

保安分科会

「産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会中間報告書～南海トラフ巨大地震、首都直下地震を踏まえたガス設備の耐性評価と復旧迅速化対策等～」

ガス安全小委員会（平成26年7月）

中間報告書の概要

ガス安全小委員会は、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外とすることなく発生頻度が極めて低い最大クラスの巨大地震に対しガス設備の耐性を評価し、バックアップ体制も含めた災害に強いガス設備及び復旧体制のあり方について、検討を行い、中間報告の取りまとめを行った。

（1）南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に関する耐性評価等

設備区分Ⅰの設備（LNGタンク、球形ガスホルダー、高圧ガス導管）及び設備区分Ⅱの設備（LNG気化器）について、地震動及び津波に対する事業者による評価基準及び評価結果は、基本的に妥当性があることを確認した。

（2）南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に関する復旧期間及び復旧迅速化対策

災害時の復旧迅速化対策について、人の確保、モノの確保及び仕組みの構築の観点、更に過去の復旧対応実績の事例も踏まえて、内閣府が公表した南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の被害想定及び想定復旧期間のデータを用いて、ガス業界団体が行った評価は、基本的に妥当性があることを確認した。

（3）今後の対応

各事業者が製造設備の重要度に応じて現行の耐震基準に合致しているか否かを検討するとともに、復旧要員の確保及び復旧優先順位を確認することとした。

「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」

ガス安全小委員会（平成27年2月）

報告書の概要

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置されたガスシステム改革小委員会において、ガスシステムの在り方について検討が行われていることに対応し、ガス安全小委員会は、平成26年6月よりガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点を踏まえて、望ましい保安の在り方について検討を進め、下記のとおり取りまとめを行った。

（1）検討にあたっての基本的な考え方

①保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成、②保安の責任主体・責任範囲の明確化、③需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ、④保安業務における実施者間の連携、⑤規制の整合化に係る基本的な考えを明確にした。

（2）議論の取りまとめ

ガス導管事業者は、技術基準適合維持義務等の保安規制を維持するとともに、小口需要家の保有する内管の点検、緊急保安に係る保安責任を有し、ガス小売事業者は、消費者との接点が多いことから、消費機器の調査・危険発生防止に関する保安責任を有することとした。

また、需要家保安に関し、保安の維持・向上のため、ガス導管事業者とガス小売事業者の相互の協力が不可欠であるべきとした。

（3）今後検討すべき事項

将来的な課題も含めた、現在懸念されるべき事項をまとめ、時宜をとらえて事項に応じて今後検討等を行うこととした。

「平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定」

液化石油ガス小委員会（平成27年3月）

指針の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定した。

（1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ① 平成26年は、LPガス事故の発生件数は184件であり、平成25年の210件から26件減少し、近年3年（平成23～25年）の平均（232.3件）を下回り、2年連続で減少した。
- ② 平成26年度は、経済産業省で110社（117事業所）に対し立入検査を実施し、その結果、6社において、重大な違反（質量販売における消費設備調査の未実施等）が確認されたため、ガス安全室長又は産業保安監督部長による行政指導（厳重注意又は改善指示）を行った。

（2）平成27年度保安対策指針

- ① 死傷者を伴う事故について、2020年時点の目標として、死亡者はゼロ、負傷者は25人未満を目指し、液化石油ガス保安対策の徹底を要請。
- ② LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策として、i 法令遵守の徹底、ii 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進、iii 事故防止対策、iv 自然災害対策を要請。
- ③ 重点事故防止対策として、i CO中毒事故の防止、ii 一般消費者等に起因する事故の防止、iii LPガス販売事業者等に起因する事故の防止を重点に対応することを要請。

「産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会電気設備自然災害等対策ワーキンググループ中間報告書」

電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（平成26年6月）

報告書の概要

電気設備自然災害等対策ワーキンググループは、東日本大震災における教訓から、数百年から千年程度という期間の中で、発生蓋然性が指摘されている自然災害等を広く対象として、現在の電気設備及び電力システムの耐性を評価し、自然災害に強い電気設備及び電力システムの在り方を検討すること及び大規模地震発生時の電気火災による人的被害を最小化する対策を検討することを目的として設置され、その検討結果として下記の間接報告をとりまとめた。

（1）電気設備の自然災害等の対策

著しい供給支障の防止のため、従来の対策に加えて、合理的なあらゆる措置を検討していくことが提言された。

また、事業者が今後実施するとされたダム、LNGタンク、基幹送変電設備に対する詳細評価についても、今後確認していくことが必要である。

一方、災害対応公的機関等への非常用発電設備の導入、電気火災対策に係る検討等については、その検討方法を示すにとどまっており、最終報告に向けて、引き続き検討が必要である。

防災対策や迅速な復旧を図るためには、事業者のみならず、国、関係機関などの関係者がそれぞれの役割を適切に果たしていくことが肝要である。事業者は、電力の安定供給という使命と責任の下、災害に強い設備づくりや早期復旧に向けた防災体制の確立が必要であり、国、関係機関などは、事業者の取組を連携・支援していくことが重要である。特に、大規模広域災害に当たっては、これら関係者と社会全体が一体となった対策が重要である。

「落雷事故を踏まえた今後の再発防止対策等について（中間報告書）」

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（平成26年6月）

報告書の概要

ブレード（翼）の脱落・飛散や、火災事故等、特に冬季雷による事故が複数発生している。幸いにも人的被害には至っていないが、周辺の道路や建物等にブレードが飛散する等、一般公衆に影響を及ぼす事象が発生している。

落雷は自然現象であり、未だその発生事象が科学的に十分解明されていないことから事故発生を根絶することは現状では困難であるものの、今後も同種の事故が発生するおそれを踏まえ、公共の安全の確保の観点から、可能な限り事故リスクを低減させることが極めて重要であるとして対策を下記の間接報告をとりまとめた。

（1） 考え方

人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないよう、可能な限り事故発生リスクを低減。落雷による事故発生リスクの重大性を組合せにより評価した上で、設備設置後も含め、サイト毎に最適な対策を講じていくことが必要。

（2） 設備対策

- ① 耐雷設計の見直しと適切な補強対策
- ② 雷撃検出装置の設置並びに落雷時の運転停止及び速やかな点検実施策
- ③ 雷撃から風車を保護するような措置（技術基準の解釈の見直し）

（3） 運用対策

- ① 耐雷機能の定期的な点検の確実な実施
- ② 雷接近時の運転停止又は運転調整
- ③ 取扱者以外の者に対する注意喚起の強化

（4） その他の対策

- ① 事故情報の共有による自主保安の促進
- ② 落雷対策に係る調査研究の促進

知的財産分科会

「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて（報告書）」

特許制度小委員会（平成27年1月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、平成26年3月より11回にわたり、知的財産の適切な保護・活用により、発明を奨励し、イノベーションを促進するとともに、併せて国際的な制度調和を実現するべく、知的財産制度の見直しに関する検討を行い、下記報告書を取りまとめた。

（1）職務発明制度の見直し

職務発明制度につき、以下の方針に従って見直すことを提言。

- ① 従業者等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する。
- ② 職務発明に関する特許を受ける権利については初めから法人帰属を可能とする。
- ③ 政府は、インセンティブ施策の策定に係るコストや困難を低減し、法的予見可能性を高めるため、関係者の意見を聴いて、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手續（従業者等との協議や意見聴取等）に関するガイドラインを策定する。

（2）特許料金等の改定

知的財産権の活用促進を図るため、料金引き下げ等を検討し、必要な措置を講ずることを求める。

（3）特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の加入

各国で異なる国内出願手續の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年欧米諸国の加入が進展しており、国際的な制度調和のため、我が国も加入すべく、必要な措置を講ずることを求める。

「中間とりまとめ」

営業秘密の保護・活用に関する小委員会（平成27年2月）

中間とりまとめの概要

知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会では、営業秘密管理指針の見直し、中小企業等に対する営業秘密管理の支援のあり方及び営業秘密漏えいに対する制度の見直しについて、平成26年9月より4回にわたり審議を行い、中間とりまとめとして以下のとおり報告をとりまとめた。

（1）我が国企業の営業秘密漏えい防止のための環境整備

営業秘密の漏えいを防止するためには、我が国企業が、その業態や規模等に応じて、保有する営業秘密の漏えい防止対策を効率的かつ効果的に実施しうる環境整備が必要である。かかる観点から、今後対応すべき事項として、次の2点を提示している。

①営業秘密管理指針の改訂等

営業秘密管理指針については、秘密管理性要件の明確化等のための法解釈に特化したものとして全面改訂すると共に、営業秘密管理手法等の一層の高度化のためのベストプラクティスについては、「営業秘密保護マニュアル（仮称）」として別途まとめることとする。

②中小企業等に対するワンストップ支援

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、ワンストップで企業OBや弁護士、弁理士等に相談できる体制を構築する他、原本証明の補完によるノウハウ保護の強化（公的機関を活用した、タイムスタンプの長期安定的保管）について、具体的検討を進める。

（2）制度面での抑止力向上

営業秘密侵害に対し、民事、刑事両面から抑止力向上を図るため、刑事罰においては、IT環境の変化や内外の具体的な侵害事例等を踏まえた制度設計をする必要がある。また、民事の営業秘密侵害訴訟においても、より被害者の救済に資する制度設計を目指す必要がある。

「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂及びロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について」（中間報告）

意匠審査基準ワーキンググループ（平成26年12月）

中間報告の概要

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループでは、検討すべき複数課題の前半部分として、平成26年10月より3回にわたり、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。本年5月13日発効予定。）に対応した意匠審査基準の改訂、及び、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）に基づく国際意匠分類の運用方針について検討を行い、次のワーキンググループ中間報告を取りまとめた。

（1）ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂

平成26年の特許法等の一部改正により、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を我が国の意匠登録出願として受け入れるための意匠法改正がなされたことから、我が国特許庁が現行の国内出願とは異なる国際出願の審査を行う際の取扱いに関する論点整理と対応方針の具体的検討を行い、意見募集手続を経て以下の改訂意匠審査基準を取りまとめ、この改訂意匠審査基準をジュネーブ改正協定が日本国について効力を生じる日以降に審査される出願に適用する。

- ①我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために明確にする必要がある事項（国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係等）
- ②国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査基準への影響（先願が国際意匠登録出願である場合の先後の判断等）
- ③ジュネーブ改正協定の規定を踏まえた審査手続の進め方（ジュネーブ改正協定の規定に基づく拒絶の通報をすべき場合等）

（2）ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類の運用方針

ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の我が国における取扱い及び国際意匠分類の更なる利便性向上に向けた対応方針をまとめた「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を、意見募集手続を経て取りまとめ、以後、この方針に従い国際意匠分類の運用を行う。

